大規模小売店舗の変更について

大規模小売店舗立地法第６条第２項に基づく変更の届出について、説明会に代わり掲示により届出等の要旨をお知らせします。

<table>
<tr><td>店 舗 名 称</td><td>スーパーセンタートライアル佐々店・ワークマンプラス佐々インター店</td></tr>
<tr><td>所　在　地</td><td>長崎県北松浦郡佐々町市場免字馬場添７０番１　ほか</td></tr>
<tr><td>建物設置者</td><td>株式会社トライアルカンパニー
代表取締役　永田洋幸
福岡県福岡市東区多の津一丁目１２番２号
株式会社ワークマン
代表取締役　大内康二
群馬県伊勢崎市柴町１７３２番地</td></tr>
<tr><td>変更届出の要旨</td><td>（１）大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
<table>
<tr><th rowspan="2">小売業者</th><th colspan="2">開店時刻</th><th colspan="2">閉店時刻</th></tr>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>変更前</th><th>変更後</th></tr>
<tr><td>株式会社トライアルカンパニー</td><td colspan="2">２４時間営業</td><td colspan="2">２４時間営業</td></tr>
<tr><td>株式会社ワークマン</td><td>－</td><td>午前７時</td><td>－</td><td>午後８時</td></tr>
</table>
②荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
<table>
<tr><th rowspan="2">荷さばき施設№</th><th colspan="2">荷 さ ば き 可 能 時 間 帯</th></tr>
<tr><th>変　更　前</th><th>変　更　後</th></tr>
<tr><td>荷さばき施設№１</td><td>２４時間</td><td>２４時間</td></tr>
<tr><td>荷さばき施設№２</td><td>２４時間</td><td>２４時間</td></tr>
<tr><td>荷さばき施設№３</td><td>－</td><td>２４時間</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>変更年月日</td><td>令和８年１０月３１日</td></tr>
<tr><td>届出書の縦覧場所及び縦覧期間</td><td>【縦覧場所】県政情報コーナー（県庁１階県政資料閲覧エリア内）、
佐々町企画商工課
【縦覧期間】令和８年１１月１０日～令和９年３月１０日
【意見書の提出先】長崎県産業労働部経営支援課

※住民の皆様他どなたでも、縦覧期間内に長崎県に対して、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見書を提出することができます。</td></tr>
</table>

〇届出の内容に対する照会等変更に関する問い合わせは、下記へお願いします。

株式会社エス・ティ・イー総合企画
熊本市中央区紺屋阿弥陀寺町 10 番地　千里殖産ビル 1F
TEL 096-288-0282　FAX 096-288-0283